
平成29年 第5回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成29年9月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年9月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第3号 平成28年度健全化判断比率について
 - ③報告第4号 平成28年度資金不足比率について
 - 3) その他の行政報告
 - ①報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第4 議案第55号 平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第56号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第57号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第58号 平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第59号 平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第60号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第61号 木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第62号 木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 日程第13 議案第64号 平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第65号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第66号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第67号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第68号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第18 議案第69号 教育委員会委員の任命について
- 日程第19 決算審査報告
- 日程第20 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第21 委員会付託の省略
- 日程第22 議案に対する質疑
- 日程第23 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第24 陳情書の付議
- 日程第25 産業文教常任委員会陳情審査付託
- 日程第26 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第3号 平成28年度健全化判断比率について
 - ③報告第4号 平成28年度資金不足比率について
 - 3) その他の行政報告
 - ①報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第4 議案第55号 平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第5 議案第56号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第57号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第58号 平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第59号 平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第60号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第61号 木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第62号 木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第63号 木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第64号 平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第65号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第66号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第67号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第68号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第18 議案第69号 教育委員会委員の任命について
- 日程第19 決算審査報告
- 日程第20 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第21 委員会付託の省略
- 日程第22 議案に対する質疑
- 日程第23 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第24 陳情書の付議
- 日程第25 産業文教常任委員会陳情審査付託
- 日程第26 散会

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君

10番 内田 重則君

11番 黒木 泰三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育委員長	原 朋輝君	教育長	中竹 聖子君
総務財政課長	中村 宏規君	会計管理者	津江 邦彦君
まちづくり推進課長	吉岡 信明君	環境整備課長	押川 道彦君
教育課長	西田 誠司君	税務課長	中井 諒二君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	萩原 一也君
産業振興課長	淵上 達也君	代表監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成29年第5回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

平成29年第5回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、9月4日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（黒木 泰三） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番、山田秋吉君、10 番、内田重則君を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（黒木 泰三） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 8 日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 9 月 15 日までの 8 日間に決定いたしました。

日程第 3. 諸報告

○議長（黒木 泰三） 日程第 3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

それでは報告いたしますが、まず、6 月 9 日に第 3 回木城町定例議会が招集されまして、15 日まで行われております。

19 日、畜魂祭、今年で 7 年目にあたるわけですが、新たに口蹄疫の防除について、心新たにしたところであります。

同じく、19 日に平成 29 年度木城町観光協会の総会が行われております。今年から新たなスタートとなりましたけれども、今後の活躍を期待したいと思っております。

6 月 20 日、平成 29 年度木城町地場産業振興会の通常総会が商工会で行われております。

24 日、木城町消防操法大会が行われております。

27 日、岩手県の西和賀町の議会が視察来庁されました。11 名が来庁されまして、研修されたわけですが、定住促進事業、子育て支援事業等について、担当課のほうから説明を受けて帰られました。

29 日、新田原基地周辺協議会・国会議員意見交換会を東京のほうで行っておりますが、地元

の4市町の首長と議長が出席をいたしまして、東京のほうに地元の国会議員と防衛省のほうにお礼の挨拶に行っております。

30日、児湯郡（市）町村議会議員研修会が行われました。川南町の農村改善センターで行いましたけれども、昼、研修を行いまして、その後、交流会を行いまして有意義なときを過ごしたところであります。

それから、7月4日、第4回木城町議会臨時会が行われております。これについては、ご承知のとおりであります。体育館の耐震工事等の予算の審議でありました。

15日、東児湯支部消防操法大会が5町の代表者が集まって行われました。木城町におきましては残念でありましたけれども、3位以内には入りませんでした。

21日、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会が宮崎のほうで行われております。整備率は、全国では81%ではありますが、本県は70%となっております。県南のほうは、まだ残っております。

25日、第2回西都児湯環境整備事務組合の議会定例会が行われました。

同じく25日に、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会臨時会が行われております。

そして、同じ日に宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議総会が行われております。県の議会の委員会室で行われました。

26日、第2回宮崎県東児湯消防組合議会臨時会が行われております。

それから、8月8日、宮崎キヤノン株式会社のご承知のとおりであります。社長が来られまして議会と町の幹部との話し合いが行われております。この撤退ではありませんけれども、そのいきさつについては、それぞれここで説明されたとおりであります。いろいろな要件がありまして、説明をされたところでもあります。

9日に宮崎キヤノン株式会社の社長に訪問に行っております。それで、宮崎キヤノン株式会社の木城の工場のほうに町長と一緒におります。

10日、やはり宮崎キヤノン株式会社の会長訪問ということで、大分のほうに増子会長に会いに行っております。ここに要望書を提出しております。

15日、平成29年度木城町戦没者供養祭が行われております。

17日、やはりキヤノンの件で県企業立地推進局長が来庁されました。

それから、少し抜けておりますけれども、18日に県商工労働部長が、やはりキヤノンの件で本町に来庁されております。いろいろと話し合いをしております。

8月24日に県副知事に訪問に行っております。要望書を提出いたしております。

27日、石井十次セミナー・交流会が行われております。非常に有意義な交流会であったというふうに思っております。

30日、木城駐在所連絡協議会が行われました。木城においては、幸いにして平穏にすんでおるといふことで、大きな災害もなく犯罪もないといふことで説明がありました。

それから9月1日、木城地域ふれあい館「輝らら」の落成式がありました。大変お疲れさまでございました。

9月4日、郡（市）町村議会議長会におきまして、県知事ならびに県議長に対して要望書を提出いたしておりますが、これについては、1市5町の要望について行っておるわけですが、5項目にわたる中に、木城町の高城橋の件が載っております、これについては特別に発言の機会をいただきまして、高城橋の架け替えについて要望をしたところであります。

最後になりましたが、同じく4日の日に郡（市）町村議会議長会の定例会を県庁内で行っております。今後のスケジュールについて計画を立てたところであります。

以上が、私の会務報告であります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。報告書1番、児湯郡（市）町村議会議長会議員研修会の件、報告書2番、平成29年度高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の件、報告書4番、宮崎県森林・林業活性化議員連盟連絡会議総会・研修会の件、報告書6番、児湯郡（市）町村議会議長会県知事要望活動の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので、省略いたします。

次に、報告書3番、宮崎県町村議会議長会議会運営委員会正副委員長研修会の件について、9番、山田秋吉君の登壇報告を求めます。9番、山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 報告いたします。

宮崎県町村議会議長会議会運営正副委員長研修会の報告を行います。平成29年7月27日、宮崎県自治会館において、議会運営委員会委員長・副委員長研修会が開催され、議会運営委員長、副委員長、事務局長が参加しました。

講師に新潟県立大学国際地域学部准教授の田口一博氏を迎え「議員のなり手不足について並びに地方自治法平成29年度改正について」と題して講演がありました。

内容は、議員のなり手不足と言われている無投票及び欠員の増加について町村の政治の必要性、町民が求めている議員活動が十分に行われているか、また地方自治法改正に関連して監査委員事務局、議会事務局のあり方の議論などについてでした。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 9番、山田秋吉君の報告が終わりました。

次に、報告書5番、宮崎県町村議会議長会正副議長研修会及び地方行政問題協議会の件について、2番、神田直人君の登壇報告を求めます。2番、神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 正副議長研修会についてご報告を申し上げます。

去る8月10日、宮崎観光ホテルにおきまして、正副議長研修会に出席をいたしました。講師として全国町村議会議長会事務総長、江端康二氏によります、演題としまして「町村議会を巡る諸問題について」地方創生、来年度予算、税制改正、また、地方自治法、地方公務員法の改正、議員のなり手確保について講演をいただきました。その後、地方行政問題協議会要望書といたしまして、宮崎県知事、河野知事にご出席いただきまして、10項目について要望書を提出しております。その中でも、有害鳥獣の被害防止対策の強化、森林・林業・木材振興対策、農畜産物安定経営対策の充実強化、大規模災害対策及び治山・治水対策の推進という項目に絞りまして、意見の交換をしたところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 2番、神田直人君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

これで、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。まず、町長の政務報告について、次に、報告第3号平成28年度健全化判断比率について、報告第4号平成28年度資金不足比率について、登壇のうえ、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、平成29年第5回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、諸事ご多用の中に全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、決算認定案6件、条例案3件、補正予算案4件、人事案2件、合わせまして15議案のご審議をお願い申し上げますとともに、報告を3件させていただきたいと思っております。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。

よろしくご審議くださいまして、認定、可決、同意くださるようお願い申し上げます。

まず初めに、福岡県及び大分県での、平成29年7月、九州北部豪雨で甚大な被害を受けられました皆様方、お亡くなりになられました方々に、衷心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思っております。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

なお、8月6日（日）から7日（月）にかけては、台風5号が宮崎県に接近をいたしました。木城町におきましては、4日（金）に災害対策関係の臨時課長会を開催し、6日（日）午前8時30分に情報連絡本部を設置、午前10時には災害警戒本部を設置したところであります。そし

て、午前10時に町内全域に避難準備情報を発令、午後5時50分には木城町では初めてとなりますが、中之又塊所地区に避難指示発令を行いました。台風5号による被害であります、日頃からの減災防災の意識や備えもあり、大きな被害、人的被害もありませんでした。

消防団はじめ関係各位及び町民に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、政務報告の前に4点報告をさせていただきます。

1点目は、宮崎キャノン株式会社の新工場建設についてであります。8月30日に取締役会が開催され、高鍋町の南九州大学跡地に新工場建設を決定され、本日午後には県庁で、キャノン株式会社、宮崎キャノン株式会社、高鍋町の3者で立地調印をするということになっております。

新工場建設の内容や規模など、キャノン及び宮崎県からの情報がない中でありますが、宮崎キャノン株式会社の発祥の地であります木城に、何らかの形で残っていただきたい旨の強い思いを、宮崎キャノン株式会社及び宮崎県に要望書を提出し、でき得る限りのお願いをしているところであります。

次に2点目ではありますが、車椅子を20台ご寄贈いただきました。

中原ご出身の株式会社システム開発代表取締役社長の原野茂盛様とお仲間であり、宮崎市在住の株式会社イマムラテクノ取締役会長の今村誠様、同じく株式会社エミング代表取締役会長の稲留光博様からご寄贈いただきました。町内の福祉施設、観光施設、学校等で有効利用させていただきます。

次に3点目は、8月18日から北九州市で行われました九州学童選抜野球大会に宮崎県代表として、25年ぶりに木城野球スポーツ少年団が出場をいたしております。4回までは互角の戦いでありましたが、5回に5点を入れられ、健闘むなしく、2回戦7対2で北九州代表の長尾クラブに負けています。

次に4点目であります。文化財問題の件であります。6月定例議会以降の経過等であります。故永友喜壽郎様の鎧の件につきましては、債務不存在訴訟の第6回が7月19日、第7回が9月6日に、いずれも電話会議方式で行われております。第7回では、東京地方裁判所の裁判官から公平公正な観点からの和解提案がなされました。

なお、これ以外のことにつきましては、近藤弁護士をはじめとする弁護団の指導助言により、係争中であり、個人情報保護の観点から、対外的に報告説明できないということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、次回は10月19日の予定であります。

故長友和吉様が預託されました文化財の件につきましては、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士を木城町の交渉代理人として、12名の相続人に対して和解解決に向けて、鋭意、交渉を行っていただいております。

平成29年8月末現在で、謝罪を受け入れ、賠償金不要の方、いわゆる全面解決の方が3名。

一方、謝罪は受け入れるが、賠償金が必要と言われる方が2名、謝罪も賠償金も受け入れられない方が6名、反応がない方が1名となっております。

今後も高橋弁護士を通じまして、謝罪の受け入れと和解に向けて交渉を続けてまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

6月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

はじめに6月16日でございます。4月1日付、総務大臣から、ふるさと納税に関する技術的な助言という大臣通知がありました。カメラなどの換金性のあるもの、高額な木工製品、商品券などの返礼品をやめることと、返礼率を30%以下にしてくださいというものでありました。これらを踏まえ、ふるさと納税事業説明会を開催したところであります。カメラ、高額な木工製品、商品券につきましては、9月いっぱい終了することにいたしました。

次に、17日でございます。高鍋高校在京同窓会の創立50周年を迎えて、高鍋町長、新富町長とともに参加をいたしました。名誉会長は木城町下鶴出身で、弁護士の泥谷伸彦さんです。来賓挨拶を求められましたので、私のほうからは、木城ふるさと大使とふるさと納税のお願いをさせていただきます。

次に、19日でございます。7回目の畜魂祭を執り行いました。黒木議長、中武産業文教常任委員長にもご列席いただきました。常在危機の意識を持って、防疫の徹底と、より一層の注意を払っていただくことをお願いしたところであります。なお、同日午後7時から、商工会館で木城町観光協会の総会が開催され、議長とともに参加をいたしました。6月1日から活動の拠点事務所をコミュニティ広場内のログハウスに構えられたところであります。活動や活躍のフィールドは無限大であり、観光資源や地域資源をアピールしていただきたいと、来賓挨拶をいたしました。

次に、22日から23日まで上京をいたしました。

22日は、キャノン本社で眞栄田社長、中村取締役営業部長、河野知事ご臨席の元、宮崎県及び木城町の食と物産フェアを行ったところであります。

23日には、黒木議長と共に、宮崎県選出国會議員及び公明党議員を表敬訪問いたしました。

次に、24日でございます。第62回木城町消防操法大会が開催され、小型ポンプ積載車は第4部、小型ポンプは第7部、自動車ポンプは第2部が優勝し、各部とも気合のはいった規律のある操法を披露してくれました。

次に、29日でございます。新田原基地の騒音区域見直し問題について、白紙撤回の回答を得ましたので、宮崎県選出の国會議員にお礼と感謝を申し上げ、引き続き、ご尽力を賜りますようお願い交換をしたところであります。

次に、30日でございます。高鍋土木事務所長や工務課長においでいただき、県道の整備促進と高城橋の架け替え等について、意見交換をさせていただきました。

2ページをご覧ください。

7月3日でございます。地域おこし協力隊員の任命式を行いました。木城町出身の神田憲裕さんで、若者視点で今後、観光協会と連携を取っていただきながら、観光振興や地域資源の発掘及び振興にお力添えをいただきます。

次に5日でございます。全国防災・危機管理セミナーが全国町村会館で行われ、災害時及び非常時の首長としての判断やあるべき行動について、ご教示いただいたところであります。

次に、引き続き7日から8日まで、全国小さくても輝く自治体フォーラムが鳥取県岩美町で開催され、まちづくり推進課の職員とともに参加をいたしました。住民に身近な自治体という特性を生かし、地方自治のもとで、地域の魅力を高めていく取り組みを通して、人口減少に負けない地域づくりを学ぶ機会となったところであります。

次に、15日でございます。東児湯支部消防操法大会が開催され、小型ポンプ積載車は第4部、小型ポンプは第7部、自動車ポンプは第2部が出場いたしました。健闘むなしく入賞することはできませんでした。

次に、18日から19日まで、大分市で九州地方電源地域連絡協議会の理事会及び総会が開催され、宮崎県電源地域連絡協議会長の立場で出席をいたしました。会員は93市町村で、電源地域振興のための補助事業についての更なる交付対象要件等の緩和及び関連補助金等の重点配分と優先採択を県及び経済産業省、資源エネルギー庁に要望していくことになりました。

次に、20日でございます。農業委員会等に関する法律の改正が行われ、農業委員につきましては、公選制から首長の任命制に変わります。今回からこの改正法律が適用になったところであります。7名の農業委員を任命し、その後、初総会が開催されましたので、委員の皆様方には、木城町農業のリーダーとして、お世話役として、農業振興にご尽力していただきたいことと、それから農地等の利用の最適化の推進を強力に進めていただきたいことをお願いしたところであります。

また、同日に「木城町まちづくり職員提案事業」説明会を開催し、今後、自主研修や課題研修をとおして、これからの木城町のあるべき姿や事業を提案していただくことにいたしました。町職員につきましても、活動や活躍のフィールドは無限大であることを期待したいと思っております。

3ページをご覧ください。

次に、25日でございます。木城町地域公共交通会議の委員委嘱を行い、町営バス路線の修正・追加と運行系統の変更を協議していただき、提案どおり決定をしていただきました。

次に、31日でございますが、肉用牛肥育技術の確立と枝肉の資質向上を図る為に、木城町肉牛枝肉共励会を開催いたしました。33回目を迎えました今回は、出品牛すべてがA4以上の宮崎牛という、すばらしい枝肉ぞろいの共励会であり、百合野の江藤学さんの枝肉がグランドチャンピオンの栄に輝いております。今後も生産者の皆さんが希望を持って、継続をして、良質な肉牛を生産されるように、応援と支援をしてみたいと思います。

次に、8月1日でございます。平成28年度の一般会計と5つの特別会計の決算審査報告を受けました。監査委員からは、それぞれの予算の目的に沿って、効率的に執行され、概ね所期の目的を果たしていることを認めるとの講評をいただいたところであります。詳細につきましては、決算審査意見書が提出されていますので、省かせていただきます。

次に、2日でございます。商工業の振興と体質強化を図る為に、木城町小規模経営者支援制度を町単独新規事業として立ち上げましたので、審査員の委嘱状交付を行い、第1回の審査会を開催していただきました。

次に、4日でございます。台風5号に対する台風対策会議を4日から7日にかけて4回開催いたしました。6日10時に町内全域に避難準備情報、17時50分には中之又塊所地区に避難指示を発令いたしました。従来の備え、マニュアルが全てではなく、常に常在危機の思いはもちろんでありますが、早め早めの判断・決断をした上での対応が求められると実感をいたしたところでもあります。町内全体の被害状況ではありますが、特段、報告するような被害はありませんでした。

次に、9日でございます。宮崎県町村会の臨時総会が開催されました。平成28年度の町村会の会務報告と歳入歳出決算を承認いたしました。また、総務省からは、地域の資源と資金を活用した事業化の支援等などの国の政策の説明を受けたところであります。

4ページをご覧ください。

次に、11日でございます。明けて1月8日に行われます第8回宮崎県市町村駅伝競走大会に向けて、木城町選手団の初練習が行われましたので、激励と期待を申し上げました。

次に、15日でございます。戦後72年を迎え、木城町戦没者供養祭を木城町社会福祉協議会主催のもとで、ご親族、ご遺児、ご来賓のご参加を賜り、厳粛に執り行いました。悲しみの歴史を繰り返すことが無いように、そして、戦災を通じて学び取った教訓を次の世代に伝えていくことを改めて誓ったところであります。

次に、18日でございます。木城町総合教育会議を開催し、木城小中学校の一貫教育について、情報交換を行うとともに、前向きに検討していただくことを再度、お願いをしたところであります。

次に、21日から23日まで、宮崎県国民健康保険団体連合会のトップセミナーに参加いたしました。筑波大学の久野教授からは、健康そのものが個人にとって利益があると同時に、社会

貢献をしているという考えを持つことが大事であるという事と、生活習慣病予防や介護予防には科学的な根拠に基づく運動や食事が大事であるということを知らされたところであります。

南相馬市では、東京電力福島第一原発事故による放射線に対する不安解消と、被災者に対する地域保健活動や通常業務としての健康づくりや保健事業について現地研修いたしたところであります。

次に、29日であります。県内市町村との幹部研修を、今回は諸塚村と研修を行ったところであります。諸塚村は明治時代から林業立村を村是とされ、昭和になってからは、材木・シイタケ・お茶・畜産を基幹産物品目と位置づけて、町づくりをされていることに大変参考になるものがありました。

次に、9月1日でございます。木城地域ふれあい館「輝らら」の竣工落成式を行いました。介護保険による通所介護事業と介護予防・日常生活総合支援事業を展開する拠点施設です。町民の皆様から、利活用され、愛される、親しまれる施設となるようにしてまいります。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第3号及び報告第4号についてご報告させていただきます。

はじめに、報告第3号でございます。報告第3号は、平成28年度健全化判断比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものです。実質公債比率は6.4%となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。なお、赤字がないため実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなく、将来負担比率も発生しておりません。

次に、報告第4号でございます。報告第4号は、平成28年度資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものです。木城町簡易水道事業特別会計並びに木城町下水道事業特別会計とも資金不足はありません。

以上で町長の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（黒木 泰三） 町長の行政報告が終わりました。

次に、その他の行政報告を行います。

報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育委員会委員長の報告を求めます。委員長。

○教育委員長（原 朋輝君） 平成28年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等について報告をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によりまして、平成20年度から教育委員会の権限に属する事務の全てにおいて、その管理及び執行状況について点検・評価

を行っております。行政機関が教育政策効果を把握し、必要性・効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは施策を的確に遂行するとともに町民に対する説明責任を果たす上で重要であります。

点検・評価の項目でございますが、点検評価の項目につきましては業務を3つの項目に分類いたしまして、第1の項目は、教育委員会の活動についてであります。教育委員会の活動は、教育委員会の会議の運営改善、保護者や町民への情報発信等の状況を点検・評価するものであります。

第2の項目は、教育委員会が管理・執行する事務であります。教育委員会が管理・執行するとされている事務で、教育行政の運営に関する基本方針を定めること等の状況を点検・評価するものであります。

第3の項目は、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務であります。教育委員会が策定した木城町教育基本方針及び重点施策に基づき、教育長が委任を受け、事務を推進していくことを抜粋して、状況を点検・評価するものであります。

点検・評価の基準であります。その実現度をA B C Dの4つの段階に分けまして、評価のAは90%以上達成している、評価のBは概ね70%以上達成している、評価のCは50%以上で一部達成している、評価のDは50%未満で達成していないと、このように判断いたしました。

規則や規程の制定、改廃等の項目によっては、年度で該当がないことがあります。その場合は評価をしておりません。このような基準のもとに行った点検・評価については、報告書のとおりでございますが、その総合評価につきまして、点検・評価の実現度については、各項目の評価結果をもとに第三者の教育委員会評価委員の意見を含めて、各項目の実現度やその理由を記述いたしました。この議会への報告は、毎年9月の定例会において前年度の点検・評価の結果報告をいたしております。

次に、自己点検、評価その1、教育委員会の活動についてでございますが、業務内容を6項目に分けまして、さらに小項目に分類し、それぞれ点検・評価をいたしました。定例委員会の実施状況や会議の公開、教育委員会と他の部局の連携、委員の研修、学校及び教育施設に対する支援・整備状況について点検・評価は、全て業務が達成してございまして、その評価はAと判断いたしました。

点検評価その2、教育委員会が管理・執行する事務についてであります。事務の内容を13項目に分類し、それぞれ点検・評価をいたしました。教育行政の運営に関すること、条例、規則の改廃に関すること、人事に関すること等の状況について、点検・評価を行いました。全てにおいて達成されており、評価はAと判断いたしました。

点検・評価その3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についてであります。学校教育の充実を図る項目を7項目に分けまして、学力の向上、心の教育の充実、健康増進と安全

対策、学校事務処理の責任体制の明確化と効率化、教育環境の整備と施設の充実、学校教育の円滑な実施、学校給食の充実等の評価は、いずれの項目もAと判断いたしました。

生涯学習の推進と社会教育の充実を図る、の項目では、生涯学習の推進、社会教育の推進、青少年教育の推進、社会教育施設の活用と整備の充実、芸術文化の振興と文化遺産の保護、生涯スポーツの振興等の6項目について点検・評価を行いました。いずれの項目についても、評価はAであると判断をいたしました。

しかし、「木城っ子安全守る隊」につきましては、活動内容のあり方について、情報交換等をもっと密に行う必要と感じました。

また、公民館長会の実施回数を増やし、さらに連携強化を図るべき必要があったと感じましたので、生涯学習の推進及び社会教育の推進についての2つの項目はBと判断をいたしました。特に、芸術文化の振興と文化遺産の保護の項目については、平成21年度の中央公民館解体に伴う文化財処分問題がありました。この文化財処分問題につきましては、大変遺憾であり重大な問題であります。改めて、文化財をお預けいただいた方やその関係者に深くおわびを申し上げます。

また、木城町民及び議会の皆様にも、ご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを重ねておわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

この文化財処分につきましては、先ほど町長からもお話がありましたとおり、現在、解決に向けて裁判を行っているところでございます。今後も誠心誠意、公正な対応を図るべく対応してまいりたいと思います。この問題に鑑み、新たに文化財保護条例を整備いたしました。

教育に関する教育委員会の平成28年度の点検・評価を教育委員会評価委員の方にも実施していただきました。その結果を平成28年度総合評価の項目に取りまとめておりますのでご覧ください。その中で、教育委員会評価委員の方々のご意見、ご提言が幾つかありましたので、それを今後の教育委員会の管理運営に確実に反映させていきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） その他の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

日程第8. 議案第59号

日程第9. 議案第60号

日程第10. 議案第61号

日程第11. 議案第62号

日程第12. 議案第63号

日程第13. 議案第64号

日程第14. 議案第65号

日程第15. 議案第66号

日程第16. 議案第67号

日程第17. 議案第68号

日程第18. 議案第69号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第55号から日程第18、議案第69号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成29年第5回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用の中にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第55号から議案第69号に至る15議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第55号。議案第55号は、平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度決算説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。平成28年度の我が国の経済は、海外経済の緩やかな回復を背景に、輸出や生産が持ち直すとともに、有効求人倍率の上昇など、雇用・所得環境の改善が見られます。

地域経済におきましては、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨などの影響を受ける中、個人消費は底堅く推移しており、緩やかに回復しております。

本町におきましては、平成28年度も収支の均衡はとれましたが、固定資産税の大規模償却資産分の減少や社会保障費の増加など、将来の財政の硬直化が予想されることから、これまでどおり財政健全化に努め、町民本位の福祉向上と地域の振興を図りながら、財政運営を進めたところでございます。

平成28年度の当初予算は39億9,600万円でしたが、補正予算及び繰越予算を含めた最終予算は48億7,342万1,000円となり、前年度予算額45億8,603万円と比較しますと6.3%増の予算となりました。

この予算に対しまして、決算額は、歳入47億1,819万8,000円、歳出42億2,021万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億9,259万円を差し引きました実

質収支額は3億539万2,000円となりました。

なお、歳入歳出の状況につきましては、平成28年度決算説明資料の2ページ以降に記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第56号。議案第56号は、平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度決算説明資料の10ページをごらんください。平成28年度決算は、歳入9億7,580万5,000円、歳出9億932万円で、差し引き6,648万5,000円の実質収支額となりました。

歳入は、国庫支出金2億395万6,000円で20.9%、前期高齢者交付金2億252万2,000円で20.8%、共同事業交付金1億9,690万7,000円で20.2%の順となっております。

歳出は、保険給付費5億1,876万9,000円で57.1%、共同事業拠出金2億1,206万2,000円で23.3%、後期高齢者支援金等9,287万6,000円で10.2%の順となっております。

次に、議案第57号。議案第57号は、平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度決算説明資料の12ページをごらんください。平成28年度決算は、歳入1億3,104万5,000円、歳出1億1,010万1,000円で、差し引き2,094万4,000円の実質収支額となりました。

歳入は、使用料及び手数料8,625万6,000円で65.8%、繰入金2,400万円で18.3%の順となっております。

歳出は、簡易水道費6,950万円で63.1%、公債費4,060万1,000円で36.9%となっております。

次に、議案第58号。議案第58号は、平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度決算資料の14ページをごらんください。平成28年度の決算は、歳入3億3,405万4,000円、歳出3億1,607万6,000円で、差し引き1,797万8,000円の実質収支額となりました。

歳入は、繰入金1億5,352万円で46%、諸収入1億1,356万円で34%、使用料及び手数料3,250万8,000円で9.7%の順となっております。

歳出は、公共下水道費2億350万円で64.4%、公債費1億1,257万6,000円で35.6%となっております。

次に、議案第59号。議案第59号は、平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度決算説明資料の16ページをごらんください。平成28年度の保険事業勘定の決算は、歳入6億6,448万3,000円、歳出6億2,285万1,000円で、差し引き4,163万2,000円の実質収支額となりました。

歳入は、国庫支出金1億7,852万5,000円で26.9%、支払基金交付金1億5,733万1,000円で23.7%、繰入金1億3,142万9,000円で19.8%の順となっています。

歳出は、保険給付費5億5,387万6,000円で88.9%、総務費3,879万8,000円で6.2%の順となっています。

介護サービス事業勘定の決算は、歳入1,534万4,000円、歳出1,327万1,000円で、差し引き207万3,000円の実質収支額となりました。

歳入は、繰入金1,069万4,000円で69.7%、サービス収入318万1,000円で20.7%の順となっています。

歳出は、サービス事業費915万7,000円で69%、総務管理費264万6,000円で19.9%の順となっています。

次に、議案第60号。議案第60号は、平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成28年度決算説明資料の19ページをごらんください。平成28年度の決算は、歳入6,819万9,000円、歳出6,755万4,000円、差し引き64万5,000円の実質収支額となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料3,559万3,000円で52.2%、繰入金3,248万9,000円で47.6%の順となっています。

歳出は、後期高齢者医療広域連合給付金6,023万3,000円で89.2%、総務費722万円で10.7%の順となっています。

次に、議案第61号。議案第61号は、木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

平成16年4月に運用を開始いたしました木城町インターネットサービスの設備が老朽化したため、今年度中にインターネット網の設備更新をいたします。設備の更新後は、インターネットサービス事業者が木城町から電気通信事業者となるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第62号。議案第62号は、木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

木城町体育館の使用料につきましては、平成18年条例第4号で定めておりますけれども、体育館のトレーニングジムにつきましては、利用届だけで無料としておりました。今回、同様の機器を備えました「木城地域ふれあい館輝らら」が完成し、そのトレーニングジムの使用については有料となっており、同様の施設を持つ木城町体育館のトレーニングジム使用についても、利用者の公平性を保つため、有料とするものであります。

次に、議案第63号。議案第63号は、木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

9月1日に開所いたしました木城地域ふれあい館について、愛称募集により「輝らら」と決定いたしましたので、名称を追加するとともに、各棟・各部屋の名称も決定いたしましたので、別表中の名称を改めるものであります。

あわせて、利用の許可及び利用の制限について、公の施設における暴力的不法行為を行うおそれのある組織の排除条項を、地方自治法第244条の2の規定に基づき、追加するものであります。

次に、議案第64号。議案第64号は、平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,700万円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億1,200万円にするものであります。

歳入の主なものは、繰越金4,218万1,000円、繰入金1,166万5,000円、財産収入390万6,000円、県支出金373万5,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費2,046万3,000円、商工費1,715万6,000円、土木費1,357万9,000円等であります。

次に、議案第65号。議案第65号は、平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,675万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億8,905万1,000円にするものであります。

歳入は、繰越金4,675万7,000円であります。

歳出は、予備費3,324万5,000円、諸支出金1,351万2,000円であります。

次に、議案第66号。議案第66号は、平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ580万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億4,164万7,000円にするものであります。

歳入は、町債520万円、繰越金60万円であります。

歳出は、簡易水道費 580 万円であります。

次に議案第 67 号。議案第 67 号は、平成 29 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

補正予算（第 2 号）は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,312 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 7 億 2,359 万 7,000 円に、サービス事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 207 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 1,307 万 1,000 円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、繰越金 4,163 万 1,000 円、繰入金 140 万 9,000 円等であります。

歳出は、諸支出金 3,857 万 7,000 円、保険給付費 313 万 8,000 円等であります。

介護サービス事業勘定の歳入は、繰越金 207 万 1,000 円であります。

歳出は、諸支出金 207 万 2,000 円、予備費減額 1,000 円であります。

次に議案第 68 号。議案第 68 号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

教育委員会教育長であります中竹聖子氏の任期が、平成 29 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、引き続き、今般の教育委員会制度改革による新教育長として同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年間です。

最後に、議案第 69 号。議案第 69 号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員であります鳴海良廣氏の任期が、平成 29 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、引き続き、同氏を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成 33 年 9 月 30 日までの 4 年間です。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで、10 分間休憩いたします。

午前10時04分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（黒木 泰三） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

日程第19. 決算審査報告

○議長（黒木 泰三） 日程第19、決算審査報告を行います。

平成28年度の一般会計及び特別会計の決算について、代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。代表監査委員。

○代表監査委員（桑原 正憲君） それでは、決算審査の報告をいたします。

平成28年度の決算審査の要請を受け、去る7月3日から7月20日までのうち9日間の日程で、後藤和実監査委員とともに審査いたしましたので、その結果を要点のみ報告いたします。審査は、一般会計及び特別会計並びに基金の運用状況、財産の管理状況について、監査基準によるほか、重点事項によって審査いたしました。

まず、一般会計について、3ページをごらんください。一般会計の決算収支状況と推移となっておりますが、単年度収支が昨年度より減額しております。歳入の増加、歳出の減少、双方が相まって単年度収支の減額につながったと考えられます。

財源について5ページをごらんください。増額は、繰入金、それとふるさと納税の取り組み等強化により、ふるさと納税が1,852万円の増加をしております。これが財源の増収に寄与しております。

また、6ページの町税の不納欠損内訳及び推移の表を見ていただきますと、不納欠損額が1万7,460円となっております。これは死亡による徴収不能となっております。町税全体では、収納率が99.8%となっております。

8ページをごらんください。使用料及び手数料、収入未済額は414万2,571円で、前年度より12万3,635円減少となっております。これは町営住宅使用料370万7,036円であり、町税の今後の収入未済額解消に努力していただきたいと思っております。

それから、9ページをごらんください。町債については、最近発行しておりませんでしたけど、28年度は4,800万円の発行となっております。償還状況は2億6,238万6,369円を償還しており、元金の年度末現在高は12億7,973万191円となっております。

11ページをごらんください。性質別歳出の状況及び推移では、投資的経費が12%増加しております。これは木城地域ふれあい館整備事業によるものであります。

次に、13ページをごらんください。補助金交付状況、委託料とも増加しております。増額となった主な要因として、地域医療介護総合確保基金事業や地域ふれあい館建設設計調査等の金額が挙げられます。

それから、14ページの財政諸指標の推移については、14ページのとおりです。全ての指標において健全な数値であります。経常収支比率が年々増加しておりますので、今後の財政運営に留意が必要であると考えております。

それから、16ページをごらんください。財政管理について、28年度は基金を1つ廃止し、3つの新設がなされております。新設の1つ、ふるさと応援基金5,000万円、2つ目が産業振興支援事業基金4,856万1,239円、3つ目が下水道財政調整基金1億4,255万9,000円となっております。これが財政管理についての新しい情報であります。

それから、17ページをごらんください。利子配当の状況について、前年度より115万8,936円の増となっております。現在の超低金利の中で、いろんな定期預金、それから国債の中で、法令・条例に基づいた基金の運用に取り組んだ役場の成果だと思っております。通常の50億円ぐらいの預金金利では200万円ぐらいが妥当じゃないかと思っております。それで今、1,357万6,756円ということは、町自体が運用に取り組んだ結果だと思われま

す。以上で、一般会計の報告を終わります。

それから、19ページをごらんください。国民健康保険決算収支状況及び推移については、単年度収支並びに実質単年度収支ともに黒字となっております。要因としては、交付金、繰入金の増額による歳入がふえたことによるものです。

それから、20ページ、国保税では、町税と同じく徴収強化の取り組みにより収納率が向上しており、不納欠損も1万4,900円となっております。歳出について23ページをごらんください。支出済み額が9億931万9,905円、執行率94%であります。不納額は5,795万5,095円となっております。国保保険給付費については24ページをごらんください。療養諸費は前年度より2,341万3,711円の減となっております。今後も健康診断等の受診率向上を図り、医療費の削減により、一層の努力をしていただきたいと思います。

それから、26ページに移ります。次に、簡易水道事業特別会計については、歳入の増加については、一般会計からの繰入金が主な要因であります。水道料の徴収率については前年度からの横ばいとなっております。

28ページをごらんください。町債発行及び償還状況について、町債の発行は行っておらず、3,399万6,764円の元利を償還しており、元金の年度末現在高は2億5,325万3,773円にまで減っております。

下水道事業特別会計については、30ページをごらんください。歳入の増加については、一般会計からの繰入金、それから諸収入が主な要因であります。31ページで、下水道使用料の収入未済額が15万6,648円あります。32ページをごらんください。元金の年度末現在高は15億9,332万7,736円にまで減っております。また、下水道加入率は前年度より0.3%増となっております。今後も加入促進に努めてほしいものです。34ページをごらんください。決算収支状況及び推移について、単年度収支並びに実質単年度収支が黒字となっております。歳入のうち、国庫支出金からの繰入金が増加したことが要因となっております。

それから、36ページをごらんください。介護保険料の収納率は0.4%の減であります。今後も収納未済の解消に向けて努力を願うところであります。歳出については、38ページをごらんください。合計額を見ていただくと、年々増加しております。

続いては、介護保険特別会計のサービス事業については、39ページをごらんください。こちらは歳入、歳出とも昨年度より増加しており、単年度収支も増加しております。

次に、後期高齢者医療特別会計については、42ページをごらんください。決算収支状況及び推移では、年々予算規模が拡大していることがわかります。44ページの保険者数の状況及び推移を見ますと、75歳以上の保険者数が徐々に増加しております。団塊の世代の高齢化により保険者数が急増する時期を見据え、適切な措置を講じられることを願うところであります。

最後に、結びとして46ページをごらんください。これは読ませていただきます。

平成28年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況、財産の管理状況について審査した結果、それぞれの予算は、その目的に沿って効率的に執行され、おおむね所期の目的を果たしているものと認めた。

また、各会計決算及び基金ともに計数に誤りはなく、関係諸帳票・証拠書類も整備されていることを認めた。

先ほど町長が経済状況を言われましたけど、私のほうの中で読ませていただきます。

国内の経済は、国の平成28年度の一般会計税収が、前年度実績に比べ1兆円弱減少となること明らかになった。リーマンショックの影響を受けた平成21年度以来、7年ぶりに前年度を下回ることがわかった。円高による企業業績の低迷で法人税や所得税が伸び悩み、消費税の主要3税目がいずれも減収となる。海外で、東南アジアの不況は、英国のE C離脱決定などに起因する円高による影響で、平成29年度も法人税など伸びが見込みにくい状況であります。このような国内外の影響を受け、依然、都市と地方の格差は増大したままである。

また、九州管内では、昨年4月熊本地震からの回復も半ば、今年7月に何十年かに一度の九州北部・大分豪雨が発生。また同月、鹿児島で震度5強の地震発生と、近隣で災害が続いている。今後の経済への影響が懸念されます。本町も、内外の企業・団体と災害時応援協定を締結しているが、今後も締結団体の専門的な協力を生かし、災害減に努められたい。

本町においては、平成28年度も収支の均衡はとれたが、木城地域ふれあい館整備事業に係る予算が一部繰り越されていた。固定資産税の減少や高齢者の増加に伴う社会保障費の増加、水道設備を含むインフラ設備投資の増加など、将来の財政の硬直化が予想される。

歳入では、町の方針である若者定住策や移住促進策の取り組みが人口安定に寄与しており、将来の税収増加に期待したい。また、ふるさと納税の取り組みも順調に推移し、ふるさと納税額も増加している。今後も現状の歳入額を維持できる自主財源の確保に努められたい。

歳出においては、今後増加する社会保障費等の扶助費への予算配分を行いながら、事務事業評価制度を活用する等して、さらなる財政健全化を進めていただきたい。

突発的な自然災害については予測が難しく、住民の命をどう守るか、一人一人が住んでいる地域を理解し、災害に強いまちづくりをお願いしたい。あわせて、引き続き住民サービスの向上も目指してほしい。

以上、報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 代表監査委員の決算審査報告が終わりました。

日程第20. 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（黒木 泰三） 日程第20、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第55号平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第60号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第60号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、後藤和実君、堀田廣幸君、淵上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして私、黒木泰三を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、眞鍋博君、神田直人君、中武良雄君、後藤和実君、堀田廣幸君、淵上三月君、原博君、山田秋吉君、内田重則君、そして私、黒木泰三の10名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時40分再開

○議長（黒木 泰三） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に神田直人君、副委員長に堀田廣幸君が互選されました。

日程第21. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第21、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第68号及び議案第69号の議案については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号及び議案第69号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第22. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第22、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第55号から議案第69号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第68号及び議案第69号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第55号から議案第67号に至る議案については、総括質疑といたします。ただし、議案第55号から議案第60号の決算認定6件については、決算審査特別委員会において10名で審査を行いますので、質疑を省略いたします。

これより議案第61号から議案第67号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第61号木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第61号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第62号に対する総括質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 使用料と思うんですが、トレーニングジム、1人1回当たり2時間以内100と、これは目的も書いてないし、単位も書いてないんですけど、これで条例として通していいんですか。説明をお願いします。

○議長（黒木 泰三） 教育課長。

○教育課長（西田 誠司君） ご説明いたします。

条例の議案のほうについては、「2時間以内100」というふうに書いておりますが、この表自体が、体育館の使用料ということで、全体が出ております。この中の一部に、今回トレーニングジムの使用料を追加するものでありますので、条例上、出てきたときには、100円という形で出てくるものであります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 議案として提出する場合に、何で、その100円の円が、単位が入れてないかです。

条例をつくる場合にはいいかしらんけど、この議案として出す場合に、単位を入れなくて、この議場で議論していいんですか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案で出しておりますこの使用料金であります、実際のこの条例の別表を見ていただくとおわかりであります。当然ながら、施設名、使用区分、使用料、1時間当たりの円単位が記載をされています。

ただ、私たちが皆さん方にお示しをします条例案としては、法制執務上こういった書き方をしなさいということになっていますので、こういう書き方をしているということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第63号木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第63号に対する総括質疑はありませんか。3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） これの条例の使用料なんですが、現在の使用料と比較したときに、大幅に値上げという形になっているわけですが、この4時間、トレーニング料の場合、4時

間以内とこういうふうに分けてあるのは、2時間の場合には、使用料が下がるという、2時間の場合は、この400円以下ということは、200円とかいう形になるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今回の条例改正につきましては、お手元の別表につきまして、金額につきましては全く変更しておりません。

今回、9月1日に落成をしておりますが、この範囲内で、指定管理者が金額のほうを設定するというふうにしておりますので、今回スタートした段階で、トレーニングジムにつきましては、1回当たり200円、回数券につきましては2,000円と、定期券につきましては3,000円、いずれも町内の料金になりますが、町外者につきましては、その1.5倍という形で今回スタートをしているところであります。

なお、フィットネスルームにつきましては、2,000円で4時間で設定をしておりますが、2時間以内の場合は1,000円ということで、こちらも、指定管理者側のほうで、この範囲内ということで設定をされているということになっております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で本案に対する総括質疑は終わります。

次に、議案第64号平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第64号に対する総括質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 15ページの財産収入の不動産売り払い収入ですけど、これを見ていただいて、どこですか。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 15ページのその他不動産売り払い収入の中の金額ですが、尾鈴の国有林の立ち木の売り払い収入でございます。

それで、国有林の中に木城町との分取契約がありますので、その木城町の方をいただくということで、7割が木城町、3割が国有林ということになりますので、その7割分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第65号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第65号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第66号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第67号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

議案第68号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案第68号は人事案件になっています。ここで、本案の対象者であります教育長、中竹聖子君の退場を求めます。

〔教育長 中竹 聖子君 退場〕

○議長（黒木 泰三） 議案第68号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

中竹聖子君の着席を求めます。

〔教育長 中竹 聖子君 着席〕

○議長（黒木 泰三） 次に、議案第69号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第69号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

日程第23. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（黒木 泰三） 日程第23、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第5回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元

に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会・特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第67号に至る議案については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第24. 陳情書の付議

○議長（黒木 泰三） 日程第24、陳情書の付議を議題といたします。

議会運営委員会開会までに受理した陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。

日程第25. 産業文教常任委員会陳情審査付託

○議長（黒木 泰三） 日程第25、産業文教常任委員会陳情審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、産業文教常任委員会に審査を付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については、産業文教常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第26. 散会

○議長（黒木 泰三） 日程第26、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時59分再開

○議長（黒木 泰三） 暫時休憩を解きまして再開をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日9日から10日までは休会。11日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日はこれで散会といたします。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時01分散会
